

【市町村事例】

富士市生活排水処理長期計画の成果と今後の取組について

静岡県富士市上下水道部生活排水対策課

主幹 石川 浩之

1. 富士市の概要

「田兒之浦従 打出而見者 真白衣 不盡能高嶺爾 雪波零家留」(田子の浦ゆ うちい出でて見れば 真白にぞ 富士の高嶺に 雪は降りける)と万葉の歌人・山部赤人にうたわれた富士市。

富士市は昭和41年11月吉原市・富士市・鷹岡町の二市一町が合併し、平成20年11月日本三大急流の一つである富士川を挟んで位置する富士川町と合併、平成20年度末人口261,519人の中核都市となりました。

また、静岡県下のほぼ中央に位置する本市は、東京一名古屋—大阪、三大都市圏を結ぶ重要な東西交通路上に位置し、北に霊峰富士を仰ぎ、南に駿河湾を臨み、温暖な気候、豊かな地下水を利用して古くから紙のまちとして発展しており、輸送機械、化学・薬品工業、金属製品等の企業が立地する県内有数の工業都市であります。



現在、富士市では、海拔0メートルからの富士山眺望、多くの先人達が歩いたとされる海からの富士山登山の歴史、そして富士山や駿河湾という恵まれた自然に寄り添い発展してきた富士市民の暮らしや産業等、オンリーワンの魅力が満載の海拔0メートルから富士山頂(海拔3,776メートル)までの新たな登山ルート「富士山登山ルート3776」を設定しました。

また、2014年には日本夜景遺産(施設型夜景遺産)に認定され、工業都市富士市の夜の顔「工場夜景」は“富士山と工場夜景”“自然に囲まれた工場夜景”“生活に根付いた工場夜景”など様々なスポットがあります。



(富士市 HP : www.city.fuji.shizuoka.jp/)

2. 富士市生活排水処理長期計画について

(1) 生活排水処理長期計画策定の背景、概要

本市における下水道事業は、昭和33年9月に事業着手し着実に整備を進めてきましたが、下水道整備の中心が市街地から郊外へ移ることによる整備効率の低下や、経済活動の低迷による市財政の悪化、少子高齢社会の急速な進行といった社会情勢の変化などの課題に直面し、下水道整備のあり方について見直しが必要となりました。

また、郊外に居住する市民からは生活排水処理の早期整備要望が多数寄せられるなど、生活排水処理のスピードアップが急務となっていました。

そこで本市は平成18年度に生活排水処理ビジョンを検討し、平成19年度に生活排水処理業務を一元化。生活排水処理対策を「早く、安く、効率的に」進めるため、合併協議を行っていた旧富士川町が検討してきた市町村整備推進事業（PFI）も含めて、平成19～21年度に生活排水処理長期計画を検討し策定しました。下水道区域と浄化槽区域の再検討を行い、さらに、浄化槽の設置促進策などをまとめ、平成22年度より実施していくこととなりました。

①計画目標年次（早く：30年以上要する→20年間で整備）

20年間で汚水処理人口普及率概ね100%を目指し、公共下水道および合併処理浄化槽の早期整備を図るものとししました。

（計画期間：平成22年度～平成41年度までの20年間）

②長期財政シュミレーション（安く：汚水処理施設整備1,336百万円削減）

生活排水処理に関わる整備手法の見直し並びに合併処理浄化槽における補助制度の見直しにより算定された市費分については、現行整備手法で必要とする市費枠の約96%を費やした見直し額となりました。（公共下水道計画区域の縮小に伴う削減額を合併処理浄化槽補助制度の上乗せ額とし計上）

(現行)	公共下水道建設費(処理場+管渠) 32,907百万円		合併処理浄化槽設置補助費 1,123百万円	
	A: 総負担枠(市費) 34,030百万円			
(見直し)	公共下水道建設費(処理場+管渠)H22以降 26,758百万円	合併処理浄化槽設置補助費 3,046百万円	合併処理浄化槽管理費 2,890百万円	削減額 1,336百万円
	B: 総負担枠(市費) 32,694百万円			B/A 96.1%

③公共下水道整備面積（効率的：非効率な計画エリア464ha縮小）

家屋間限界距離、経済比較などの検討を行った結果、公共下水道区域を縮小し、全体計画面積を6,091haとしました。

(2) 浄化槽整備推進の柱

この計画の中では、浄化槽への転換促進と適正維持管理の推進という2本の柱により、平成22年度から浄化槽区域を中心に、下水道整備区域内においても生活排水処理の適正化を効率的に図っていく計画としました。

まず、浄化槽への転換を促進するために下水道整備計画区域外を浄化槽区域と定め、市費を上乗せし、市町村設置型並みの補助金を交付することとしました。

また、放流水質の向上を目的とし、転換後の適正維持管理、保守点検・清掃をより徹底させるため、浄化槽法第11条検査(以下 11条検査)を実施し、適正と判定された一般住宅の浄化槽に対し、維持管理補助金を交付することとしました。

加えて、生活排水処理の適正化の観点から、設置費補助対象区域を下水道整備が7年以内に早期整備できない区域に拡大し、市費単独で設置費用を補助。さらに適正維持管理に対する補助金も下水道供用開始1年後までを期限として交付し、同時に下水道への速やかな転換を促すこととしました。

3. 浄化槽補助制度について

(1) 浄化槽設置費補助制度による転換効果

新築に伴う設置基数は、景気、税制度などによる影響があるもののあまり大きな変化は無いが、浄化槽区域におけるみなし浄化槽からの転換は、新補助制度導入により飛躍的に増加しています。

通常、水洗トイレとなっているみなし浄化槽使用世帯は、住環境における不便さを感じておらず、転換への意欲は低いと思われませんが、新補助制度のインセンティブが1つの動機付けとなっていると考えられます。

表1 富士市の浄化槽設置補助基数の状況

年 度	補助基数	新築 設置	うちみな し転換	みなし 転換率	うちくみ 取り転換	くみ取り 転換率
H20年度	175基	163基	9基	5.1%	3基	1.7%
H21年度	178基	153基	16基	9.0%	9基	5.1%
H22年度	277基	187基	73基	26.4%	17基	6.1%
H23年度	467基	219基	216基	46.3%	32基	6.9%
H24年度	437基	158基	263基	60.2%	16基	3.7%
H25年度	385基	164基	214基	55.6%	7基	1.8%
H26年度	283基	139基	140基	49.5%	4基	1.4%

※設置費補助は4つの補助区分エリアに分け、みなし浄化槽及びくみ取り便槽からの転換については上乘せを行っています。(詳細は、富士市HPをご覧ください。)

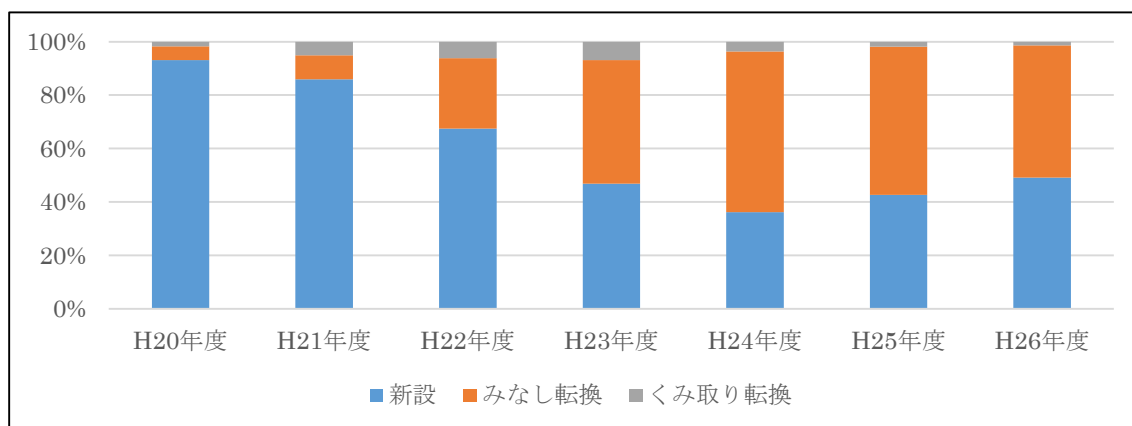


図1 富士市の浄化槽新設・転換割合の推移

(2) 浄化槽維持管理費補助金制度による適正管理の推進

くみ取り便槽、みなし浄化槽世帯については浄化槽への転換を第一優先とし、既存の浄化槽及び新設の浄化槽における適正管理を推進するために、11条検査受検率向上に努めています。

ここでも、新たな補助制度創設（補助額一律18,000円/年・基）によるインセンティブの効果が発動されており、11条検査の総合的な判定結果をもとに保守点検、清掃などの確認、適正指導を行うことができ、良好な水質が確保され公共用水域の保全へとつながっています。

表2 富士市の11条検査受検状況及び維持管理費補助金交付状況

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
11条受検件数	1,748 (1,148)	1,992 (1,339)	3,398 (2,748)	4,085 (3,367)	4,841 (4,119)	5,585 (4,872)	6,160 (5,442)
補助金交付件数	—	—	2,219	2,844	3,451	4,144	4,522
11条受検率	5.8%	6.8%	12.1%	14.9%	18.0%	21.0%	22.6%
うち合併のみ	20.5%	23.2%	45.1%	54.1%	63.1%	69.7%	70.0%

※11条検査受検件数（ ） 合併処理浄化槽受検件数

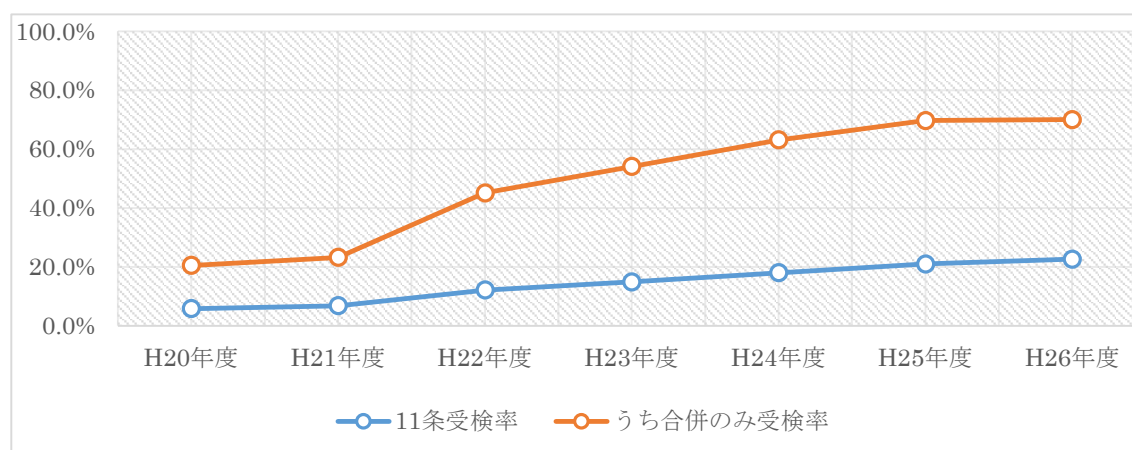


図2 富士市の11条検査受検率の推移

4. 事業推進のための関連事業

(1) 浄化槽台帳整備 (GIS)

公共下水道、コミュニティープラント、浄化槽、くみ取りと富士市における汚水処理形態を一元化した総合管理システムとなっています。

このデータベースへ随時情報が入力、更新され、職員が共通した情報を様々な業務、施策に活用しています。

(2) 適正施工体制の確立

浄化槽協会と連携した施工業者技術講習会の実施と受講者には、浄化槽設置費補助金制度の中間検査の免除などのインセンティブを与えると同時に、不適正の場合には中間検査の対象とするなどのペナルティーを活用し、施工技術、内容の向上を図っています。

(3) 適正維持管理体制の確立

毎月1回清掃許可業者との打ち合わせ会の開催、新規設置者説明会（年6回）の開催、指定検査機関との法定検査受検率向上の連携事業などを図っています。

(4) 制度周知及び権限移譲による適正管理指導

本市は平成19年度より浄化槽法の権限が県から移譲され、浄化槽適正化指導員（臨時職員2名）を配置し、みなし浄化槽の転換、11条検査受検推進などを図っています。

5. 今後の課題と展開 ～持続的な汚水処理システムの構築に向けて～

(1) 見直しの必要性

本市の計画が策定され5年が経過した中で、その間の国の動きとしては、時間軸という概念を盛り込み、今後10年程度を目標に汚水処理施設の概成を目指す3省（国土交通省、環境省、農林水産省）における「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」（平成26年1月30日）が策定されました。

また、静岡県においては平成23年度から平成25年度にかけて「静岡県生活排水処理長期計画」を人口減少、市町村合併、財政状況などを考慮し見直しを行いました。

このような国、県の動きがある中で富士市生活排水処理長期計画についても、平成22年度の事業実施から少子高齢化、人口減少、空き家等の社会情勢の変化、市財政の悪化など様々な要因も発生しており、市民生活の基盤となる生活排水処理の安定と継続性を持たせるために、更なる見直しが迫られています。

(2) 今後の対応（案）

現在の実績は概ね計画値を達成しており、順調に進んでいると評価しておりますが、計画当初から同じ手法で計画が達成できるとは考えていませんでした。

このため、PDCAサイクルに基づき、本市の計画の5年経過による現状分析及び上位計画、国・県の動き、社会情勢、財政などの様々なファクターを加味した将来予測を行い、計画全体の見直し及び新たな施策の構築に数年の期間を要するため、次の段階に移行する準備に入っています。

特に浄化槽事業については、全国的に様々な整備手法が活用されており、他市町村の実例なども参考として、本市に合う見直し及び整備手法を再検討する必要があると考えています。これにより、平成32年度から平成41年度までの10年間で汚水処理施設整備の概成を目指します。

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32～
計画経過	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年～
下水道 浄化槽	事業実施 (5年経過の見直し無し)					見直し 準備	計画の見直し			見直し 事業 周知	見直し 事業 実施
								浄化槽整備・維持 検討(PFI事業等含む)			

図3 今後の計画見直し（案）